

●医療費の適正化のために－知っておきたいポイント

療養費とは？

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者に請求を行い支払いを受けるものです。



受領委任とは？

柔道整復については、患者が柔道整復師に「受領委任」をすることで、あなたが施術所の窓口で自己負担分を支払った残りの費用を、患者本人に代わって保険者に請求し支払いを受けることが認められています。

というわけで、多くの整骨院等の窓口では病院・診療所にかかった時と同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

✓ 負傷原因を正確に伝えてください（いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか等）

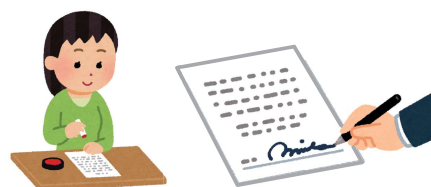
負傷の原因は何なのか、柔道整復師に正しく伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合などは健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、保険者に連絡してください。

✓ 署名が必要です

「受領委任」の場合は、柔道整復師が患者本人に代わって保険請求を行なうため、施術を受けた時には柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄に、原則患者の自筆による記入が必要です。

（手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合はぼ印が必要です。）



✓ 領収証の無償交付が義務づけられています

領収証を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

✓ 施術が長期にわたる場合

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



治療内容について保険者よりお尋ねすることがあります



施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります。

柔道整復師にかかった時は、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収証等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。